

第10款 尿路系・副腎

【新設】

(新設)

K 8 0 2 - 6 腹腔鏡下膀胱脱手術 34,980点

注 メッシュを使用した場合に算定する。

第11款 性器

【新設】

(新設)

K 9 1 0 - 3 胎児胸腔・羊水腔シャント術
(一連につき) 10,800点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

第2節 輸血料

K 9 2 0 - 2 輸血管理料

【注の追加】

(追加)

注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において貯血式自己血輸血を実施した場合は、貯血式自己血輸血管理体制加算として、50点を所定点数に加算する。